

# M&A の際のデジタル課税第 2 の柱に関する留意点

January 2023

## In brief

経済協力開発機構(OECD)による包摂的枠組(Inclusive Framework)について、2021年10月のメンバー国による合意の結果、第2の柱(Pillar 2)の基本制度として2021年12月にGloBEモデルルール(Global Anti-Base Erosion Model Rules)が公表されるとともに、2022年3月にGloBEモデルルールに関するコメントリーが公表されました。GloBEモデルルールに含まれる所得合算ルール(Income Inclusion Rule:以下IIR)においては、原則として、一定の要件を満たす多国籍企業グループ(Multinational Enterprise:以下MNEグループ)に対して最低税率15%と軽課税国の実効税率(Effective Tax Rate:以下ETR)との差額として算定されるトップアップ税額を当該MNEグループにかかる最終親事業体(Ultimate Parent Entity:以下UPE)が所在する国・地域において課税することとしています。日本においても、2022年12月23日に閣議決定された2023年度(令和5年度)税制改正大綱に「特定多国籍企業グループ等に属する内国法人に対する各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税(仮称)および特定基準法人税額に対する地方法人税(仮称)」という日本版IIRにかかる改正案が盛り込まれており、2024年(令和6年)4月1日以後に開始する対象会計年度から適用されることとなります。

本ニュースレターでは、上記の点を含めて、本日時点で公表されているGloBEモデルルールおよびコメントリーに基づく税務上の取り扱いを踏まえてM&A実施時におけるGloBEルール適用上の留意点について概説します。

## In detail

### 1. 概要

一般的に、M&Aを実行する場合、税務の観点からは税務デューデリジェンスを実施して被買収企業の未納付の納税債務が承継されるリスクがないか、そのようなリスクがあれば、買収価格に反映するか、リスクヘッジできるように買収契約書等で一定の対応を行うことになります。Pillar 2の導入に伴い、M&A実施時においてもGloBEルールの観点から追加的な検討が必要になると考えられます。例えば、被買収企業グループのIIRまたは軽課税支払ルール(Undertaxed Payments Rule:以下UTPR)にかかる納税義務の承継可能性、過去事業年度のトップアップ税

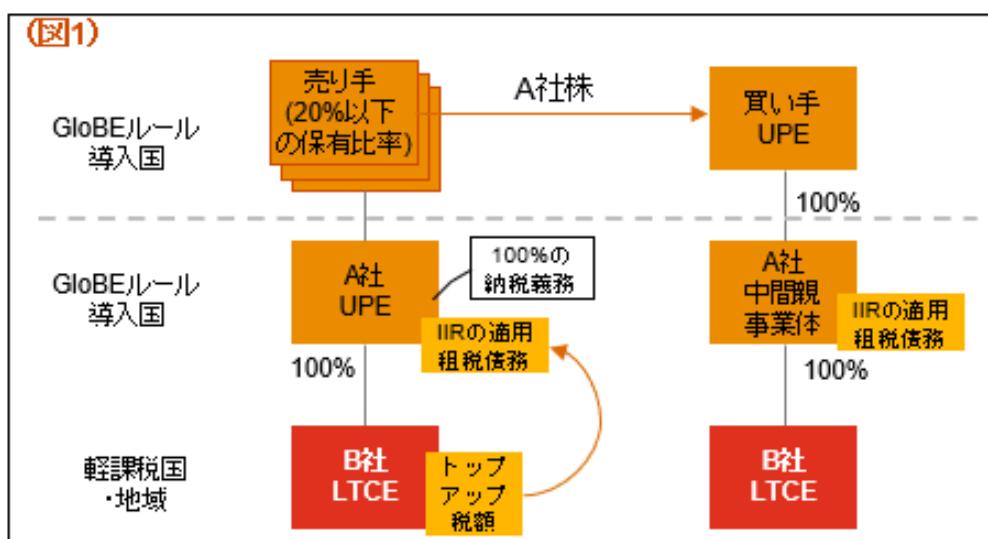
額等の未納付債務の有無、当該買収による買収側の MNE グループの各国・地域にかかる ETR への影響など、被買収企業の企業価値(買収価格)や買収後の統合に大きな影響を及ぼす可能性があります。また、被買収企業グループの事業規模によっては GloBE ルールの適用対象判定基準である連結収入基準の判定に大きな影響が生じ、買収後に MNE グループが新たに GloBE ルールの適用対象となる可能性や、被買収企業グループが事業展開している国・地域にかかる収入や損益等の状況によっては買収後の事業年度における各国の国・地域別 ETR の計算結果に大きな影響を及ぼす可能性もあります。

## 2. IIR または UTPR 適用法人の租税債務の承継

買収時における税務デューデリジェンスにおいては、被買収企業グループの各構成事業体が IIR または UTPR にかかる納税義務を負っているのか否か、仮にこれらの納税義務を負う場合には適用される IIR による過去のトップアップ税額あるいは UTPR による追加税額にかかる計算の正確性を確認する必要があります。仮に、計算誤りによるトップアップ税額にかかる重大な税務リスクが検出された場合、株式価値の算定上、当該未納付債務を控除して買収価格に適切に反映するか、あるいは、買収契約書における表明保証及び補償条項で一定の手当てをしておくことが重要となります。

以下で述べるように、IIR または UTPR に係る租税債務を承継するか、そして承継する場合におけるその承継範囲は、買収対象範囲によって異なることとなりますので、被買収企業グループの資本関係を把握し、当該被買収企業グループにおける IIR 及び UTPR の適用対象・範囲を正確に理解することが必要となります。以下、図表を基に解説していきます。

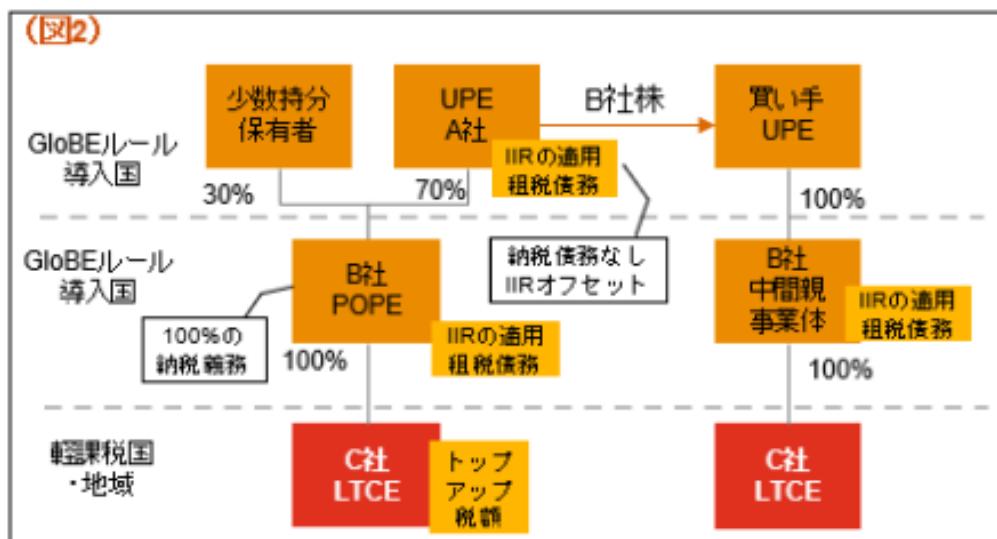
### Case1: UPE を買収するケース



一般的に、IIR は MNE グループにおける所有権の連鎖の中で最上位に位置する事業体に優先的に適用することが認められています(トップダウンアプローチ)。したがって、原則として、UPE が所在する国・地域において IIR を適用している場合には、UPE が所在する国・地域において当該 MNE グループ内の軽課税構成事業体(Low-Taxed Constituent Entity: 以下 LTCE)にかかるトップアップ税額が課されることとなります。【図 1】に図示するように、A 社は軽課

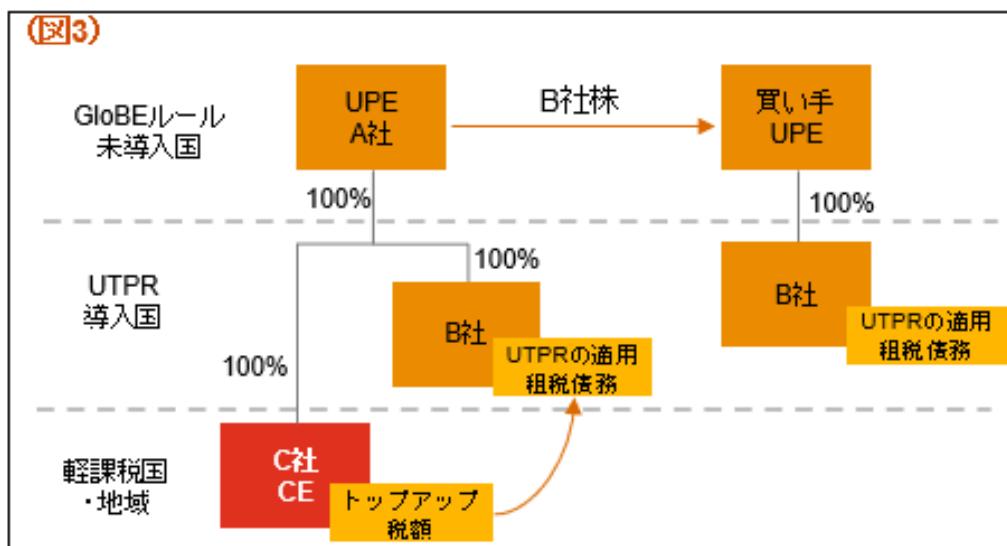
税国・地域に所在する LTCE の持分を 100% 保有しているため、UPE である A 社は当該 LTCE にかかるトップアップ税額の納税義務を負っていることとなります。このように、UPE である A 社を買収する場合には、当該買収によって A 社のトップアップ税額にかかる納税債務はすべて買い手に承継されることとなりますので、税務デューデリジェンスで IIR にかかる未納付債務の有無を確認しておくことが必要となります。

### Case2: 部分的被保有親事業体(Partially-Owned Parent Entity: 以下 POPE)を買収するケース



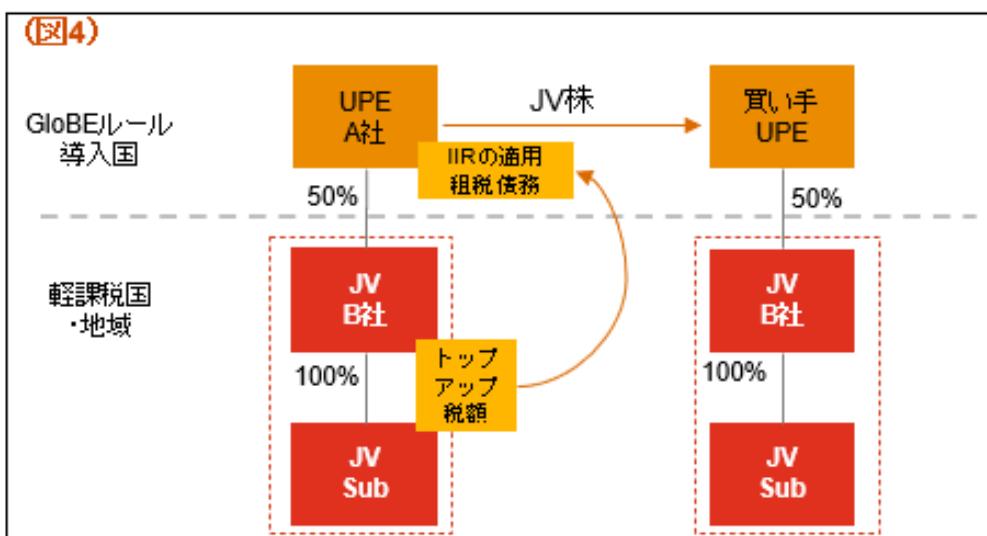
LTCE が MNE グループの構成事業体以外の事業体に 20% 超保有されている場合には、GloBE ルール上、例外的にトップダウンアプローチは適用されず、いわゆる分割所有ルールが適用されることになります。その結果、MNE グループの所有権の連鎖の中で最上位に位置する UPE ではなく、その下位に位置する POPE で IIR を適用することが求められることとなります。【図 2】に図示するように、B 社には 20% を超える少数持分保有者(30% 所有)が存在するため、B 社は POPE として LTCE のトップアップ税額の配分額(本件の場合は 100%)に基づきトップアップ税額にかかる納税義務を負うこととなります。このように、POPE である B 社を買収する場合には、買収によって POPE として B 社が負うトップアップ税額にかかる納税債務はすべて買い手に承継されることとなりますので、税務デューデリジェンスでその未納付債務の有無を確認しておくことが必要となります。なお、B 社は POPE として LTCE の納税義務を負うものの、UPE である A 社レベルで B 社以外の構成事業体も考慮したうえで国・地域別にトップアップ税額を計算することになりますので、その計算の正確性を検証するためには、UPE である A 社から計算に関する詳細な情報開示を受ける必要があることに留意する必要があります。

## Case3: UTPR 適用法人を買収するケース



一般的に、LTCE のトップアップ税額については、IIR に基づき UPE など親事業体に配分されてその親事業体が所在する国・地域で課税されることになります。しかし、その親事業体の所在地国で適格 IIR が導入されていないなどの理由から IIR の適用によっても親事業体に帰属させられず課税されないトップアップ税額がある場合には、GloBE ルール上、UTPR が補完的に適用されることとなります。UTPR が適用されると、UTPR 適用国・地域に一定の配分方式に基づき配分され、配分された各国・地域において当該配分額に相当する現金支出税金費用が生じるのに十分な額の費用の損金算入が否認されることとなります。UTPR の適用法人においては、その所在地国の税法に基づき費用の損金算入の否認処理を行うこととなりますので、法人税申告書上適切にその調整が行われているかどうかを確認する必要があります。【図3】に図示するように、UPA である A 社が適格 IIR を導入していない国・地域に所在する場合、IIR に基づき親事業体に配分されるトップアップ税額は生じないこととなります。よって、UTPR を導入している国・地域に所在する構成事業体である B 社で当該トップアップ税額の配分額に相当する現金支出税金費用が生じるのに十分な額の費用の損金算入が否認されることとなります。このように、UTPR の適用を受ける B 社を買収する場合には、税務デューデリジェンスで UTPR の適用による費用の損金算入の否認が適切になされているかどうか、それにかかる未納付債務があるかどうかを確認しておくことが必要となります。

## Case4: JV を買収するケース



JV (Joint Venture: 以下 JV)とは、GloBE ルール上、UPE の連結財務諸表において、その決算数値が持分法の対象となる事業体であって、UPE がその所有者持分の 50%以上を直接又は間接に保有しているものをいいます。JV は、財務会計基準上、その収益、費用、資産及び負債が MNE グループの他の事業体と勘定ごとにフル連結されていないため、JV に関する特別なルールがなければ、MNE グループの構成事業体として取り扱われないこととなり、GloBE ルール上、JV 又はその JV 子会社に対して、IIR が適用されない結果となってしまいます。そこで、JV(又はその JV 子会社)については、GloBE ルール上特別な規定を設けて、JV(又はその JV 子会社)を UPE が属する MNE グループとは別の MNE グループであるかのように切り離してトップアップ税額の計算をすることとしています。ただし、軽課税国・地域に所在する JV(又はその JV 子会社)に関してトップアップ税額が算定された場合には、当該トップアップ税額は IIR の適用により、やはり MNE グループ内の UPE に配分してその UPE が所在する国・地域で納税することとされています。【図 4】に図示するように、JV である B 社が軽課税国・地域に所在しトップアップ税額が算定された場合、UPE である A 社が当該トップアップ税額にかかる納税義務を負うことになります。このように JV である B 社を買収する場合には、B 社自身は当該トップアップ税額にかかる納税義務を負っていないため、買い手に当該トップアップ税額にかかる租税債務が承継されることはありません。

## 3. トップアップ税額の買収価格のプライシングへの影響

買い手及び売り手双方、あるいはいずれかの多国籍企業が、買収前にすでに GloBE ルールの適用対象となっているのか否か、及び買収後に統合後の多国籍企業がやはり GloBE ルールの適用対象となるのか否かに応じて、買収によって追加的なトップアップ税額が生じるか否か、生じるとすればそれはどの程度の影響額なのかが変わってくることとなります。その影響額次第では、買収価格に適切に反映させる必要があります。例えば、買い手の多国籍企業グループが MNE グループの該当性判定における適用閾値(連結売上高)を上回っている場合(つまり GloBE ルールの適用を受けている場合)、被買収企業が買い手の MNE グループに統合されることで、追加的なトップアップ税額が多額に生じることが見込まれるときには、その影響を買収価格に反映させることを検討する必要があります。また、買い手の企業グループが適用閾値を下回り、GloBE ルール

の適用対象となっていないものの、買収により当該閾値を上回り、買収後は買い手の企業グループが新たに GloBE ルールの適用の対象となることが想定されるときには、買収に際し被買収企業グループに係るトップアップ税額のみならず、自社の既存の企業グループに係るトップアップ税額の負担も考慮して買収価格を決定する必要があります。

#### 4. 国・地域別ブレンディングの影響

GloBE ルールにおける ETR の計算は、原則、会社ごとではなく国・地域別で行うこととされています。このため、被買収企業グループの構成事業体と買い手の企業グループの構成事業体が同一の国・地域に所在する場合には、買収後はそれらの構成事業体の会計上の純損益、税額をそれぞれ分母・分子に合算して GloBE ルールにおける ETR を計算することになります(国・地域別ブレンディング)。買収に際して財務モデリングを実施する際は、税務及び財務デューデリジェンスの過程で被買収企業グループの会計上の損益や税額控除の状況等を把握するとともに、同一国・地域に所在する買い手の企業グループの構成事業体の状況も考慮して想定されるトップアップ税額の影響を把握することが必要になります。

#### 5. 被買収企業グループの資産・負債の帳簿価額に係る修正

株式の取得を通じて新たに構成事業体の支配を獲得した場合、GloBE 所得の計算上は被買収企業の従来の資産・負債の帳簿価額を引き継ぐものとされています。適用している会計基準によっては、被買収企業の支配獲得時に個別財務諸表上、資産・負債をいわゆるプッシュダウン調整によりステップアップしている場合がありますが、GloBE 所得計算上、そのような調整は取り消され、資産・負債は買収前の帳簿価額に基づいて計算する必要があります。このため、GloBE 所得を適切に計算するために、別途買収前の資産・負債にかかる帳簿価額の情報を入手することが必要になる場合があります。

#### 6. 資産・負債の譲渡に係る GloBE 所得の算定

資産・負債の譲渡が行われる場合の GloBE 所得の計算は、その会計処理に基づくため、通常は、譲渡者は譲渡に係る損益を認識し、取得者は UPE の連結財務諸表の作成に用いられる会計基準による取得価額(Fair value)により計算を行うこととされています。ただし、資産・負債の譲渡が GloBE 組織再編の一環で行われる場合の GloBE 所得の計算は、譲渡者は譲渡に係る損益を除外し、取得者は譲渡者における帳簿価額を引継ぐものとされています。GloBE ルールではこのほか、非適格損益がある場合の取扱いや、現地税法に基づく資産・負債の調整計算の選択適用についても定められています。クロスボーダーの取引が GloBE 組織再編に該当するケースは多くはないと考えられますが、資産・負債の譲渡がある場合は、GloBE 組織再編の該当性や調整計算の選択適用について検討することが必要になります。

#### 7. 資産・負債の譲渡に係る移行期間ルール

2021 年 11 月 30 日後、GloBE ルールの制度適用前の期間(移行期間)において、構成事業体間で資産(棚卸資産は除く)の譲渡が行われた場合、資産の取得者における GloBE 所得計算上の取得資産の取得価額は、譲渡者の帳簿価額を引継ぐこととする移行期間ルールが設けられています。例えば、買収後の再編の一環として、被買収企業グループの構成事業体が保有する自

自己創設の知的財産権(簿価ゼロ)を別の構成事業体に集約するために譲渡し、現地税法により譲渡益に課税された場合であっても、GloBE 所得計算上は移行期間ルールにより譲渡者の帳簿価額を引き継ぐため、取得者側で減価償却費を損金算入できないケースも想定されます。移行期間中に構成事業体間で資産(棚卸資産は除く)の譲渡を行う場合には、この点留意が必要です。

---

### The takeaway

---

上記のとおり、GloBE ルールの適用により、M&A の場面で考慮すべき新たな税務上の論点が生じることとなります。そしてそれにより、買収価格や PMI(Post Merger Integration)に大きな影響を及ぼす可能性があります。ただし、時間的制約と情報の利用可能性の制約が存在する M&A プロセスの中で、上記で述べた GloBE ルールの適用による影響をどこまで考慮できるのかは実務での経験の蓄積が待たれるところです。今後、日本をはじめ世界各国で GloBE ルールの導入が進められていきますので、日本における国内法制化のみならず世界の導入動向にも注視しながら、実際の M&A プロセスにおいて大きな抜け漏れがないように慎重に検討することが重要となります。

---

### Let's talk

---

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

#### PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email: [jp\\_tax\\_pr-mbx@pwc.com](mailto:jp_tax_pr-mbx@pwc.com)

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

パートナー

山岸 哲也

シニアマネージャー

松下 正文

マネージャー

高澤 歩夢

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コース(有料)を通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

[www.pwc.com/jp/tax-academy](http://www.pwc.com/jp/tax-academy)

## Transaction M&A News

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 152 カ国に及ぶグローバルネットワークに約 328,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2023 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.